

秋田県高等学校等専攻科奨学給付金のお知らせ

【家計急変による申請】

○令和8年度の制度改正に伴い、令和7年度までの内容から支給要件・提出書類等に変更がありますので、ご注意ください。

※道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税額が要件を満たしていない場合であっても、やむを得ない離職等により家計が急変し、要件に相当するとみなされる場合は、奨学給付金の対象となります。

※会社都合や災害などに起因しない離職（定年退職、完全な自己都合退職等）は対象となりません。

●支給要件

令和8年7月1日現在、次の①～④のすべてに該当する世帯

①生徒の保護者（生計維持者）等が秋田県内に住所を有していること。

②以下のA～Cのいずれかに相当すると認められる世帯であること。

A：保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯

B：保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が100円以上105,500円未満の世帯

C：保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が105,500円以上264,500円未満で、扶養する子が3人以上いる世帯

③生徒が高等学校専攻科に在学していること（平成26年4月1日以降に入学した者で、大学への編入学基準を満たす課程及び国家資格養成課程に通う者に限る。）。

ただし、専攻科に在籍した期間が通算して24月を超える場合などは、対象となりません。

④生徒が日本国籍を有するなど、一定の国籍要件を満たしていること。

※保護者等が秋田県外に在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※道府県民税所得割及び市町村民税（いわゆる住民税）には「均等割」と「所得割」があります。

本給付金に関連するのは「所得割」ですので、ご注意ください。

※生徒が日本国籍を持たない場合でも、一定の条件を満たせば上記の④に該当する場合があります。

詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

(次ページに続きます)

●生徒一人あたりの給付額（7月までに家計が急変した場合）

世帯区分	給付額
保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当の世帯	52,100 円
保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 100 円以上 105,500 円未満相当の世帯	17,370 円
保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 105,500 円以上 264,500 円未満相当で、扶養する子が3人以上いる世帯	13,030 円

※7月以降に家計が急変した場合は、申請のあった翌月以降の月数により金額が変わります。

※上記のいずれかの世帯区分から別の区分に変動したと認められる場合も、対象となります。

※災害により制服を喪失・き損し、再度購入が必要となった場合は、給付の加算を受けられる場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

●申請方法

直接秋田県教育庁総務課に郵送してください。（送付先は、下記問い合わせ先のとおり）

※秋田県内の私立高等学校に専攻科はありませんので、対象となり得るのは「秋田県外の私立高等学校の専攻科に在籍する生徒の保護者で、秋田県内在住の方」のみです。

※申請書は県ホームページからダウンロードできます。申請書の郵送を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●申請期限

令和8年10月30日（金）（必着）

●給付方法・給付時期

給付決定後、県から直接申請者（保護者等）の口座に年額を一括で振り込みます。

給付時期は11～12月頃を予定していますが、申請状況により前後する場合があります。

※申請書類等に不備がある場合は、支給が遅れることがあります。

●提出書類

①「**秋田県高等学校専攻科奨学給付金受給申請書**」（様式1-1～1-4）

※様式1-4は記入上の注意です。

- ・記入にあたっては「記入上の注意」「記入例」をよく読んで記入してください。
- ・記入上の誤りは、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

②**個人対象要件証明書**（様式2）

- ・令和8年7月1日以降に発行されたものに限りです。
- ・在籍している学校から証明を受けてください。

（次ページに続きます）

③生徒の住民票

- ・②の証明書類とは異なり、保護者ではなく生徒の住民票ですので、ご注意ください。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限りします。

④振込口座届（様式１０）と通帳又はキャッシュカード等のコピー

- ・口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限りします。
- ・通帳又はキャッシュカード等のコピーは、銀行、支店、口座の種類及び口座番号が分かるもの。

⑤扶養親族申告書（様式１２）

※１ページに記載の「保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が105,500円以上264,500円未満相当で、扶養する子が３人以上いる世帯」として給付を受けようとする場合のみ。

⑥家計急変の発生事由が分かる書類

- ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など

⑦家計急変前と家計急変後の収入がわかる書類

- ・家計急変前…課税証明書の写し等
 - ・家計急変後…会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士や公認会計士が作成した証明書等
- ※収入見込額には、退職金、失業手当は含めません。

○上記の⑥・⑦については、事例により必要書類が異なるため、申請後に追加で書類の提出を依頼する場合があります。

○制服が災害等により喪失・き損した場合の給付額の加算を受ける際は、別途必要となる書類があります。該当する場合は、お問い合わせください。

●問い合わせ先

（私立高等学校）

秋田県教育庁総務課 総務・私学チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目１－１ Tel 018-860-5111

（私立専修・各種学校）

政策企画部高等教育振興課 高等教育振興チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目１－１ Tel 018-860-1223

【秋田県ホームページ】

「秋田県高等学校等専攻科奨学給付金制度について（私立高等学校）」

（コンテンツ番号：98829）